

## 三浦為春の法華信仰に関する一考察

—紀州日蓮教団の展開の一側面—

植 田 観 龍

### はじめに

私はこれまで、紀州地方における日蓮教団の展開に着目し、複数の論文を発表してきた。<sup>①</sup> 紀州地方では、中世には大覚大僧正（一二九七—一三六四）、および大聖院日延（一一四四四）・真如院日住（一四〇六—一四八六）等の妙覚寺歴世の活躍によつて、妙台寺（海南省多田）・正住寺（和歌山市東長町）・養源寺（有田郡広川町）の三ヶ寺が開かれていた。

しかし紀州日蓮教団が大きく発展するのは近世初頭である。すなわち、初代紀州徳川藩主頼宣（一六〇二—一六七一）とその生母の養珠院（一五七一—一六五三）が深く日蓮宗に帰依し、感應寺（和歌山市鷹匠町）。元和五年（一六一九）養珠院が駿河より移転）・蓮心寺（和歌山市小松原通。慶長一四年（一六〇九）養珠院が駿河に

創立、元和五年（一六一九）現地に移転）・淨心寺（和歌山市宇須。元和八年（一六二二）養珠院創立）・法紹寺（和歌山市神前。元和年間（一六一五）養珠院創立）・誠証寺（那賀郡岩出町根来。寛永一五年（一六三八）養珠院創立）・蓮經寺（那賀郡岩出町根来。正保年間（一六四四）養珠院再建）・養珠寺（和歌山市和歌浦。慶安年間（一六四八）養珠院開基。承応二年（一六五三）頼宣創立）を開いたことによる。

ところで、頼宣の家臣であり養珠院お万の方の兄である三浦為春（一五七三—一六五二）は、近世紀州日蓮教団の発展に寄与した点において注目される。そこで本稿では、三浦為春の法華信仰の様々な側面について、考察を加えたい。

三浦為春に関する先学の主要な研究として、以下の著述・論文を挙げることができる。

【1】濱田康三郎著『三浦為春』（昭和一四年紀伊郷土社発行）

【2】中井亨頂著『紀州日蓮宗風土記』（昭和四四年正住寺発行）

【3】宮崎英修著『不受不施派の源流と展開』（昭和四年平楽寺書店発行）

【4】戸田七郎著『女心佛心』（平成五年日蓮宗新聞社発行）

【5】庵谷行亨稿「和歌山県長保寺藏日蓮遺文について」  
（『日蓮教学研究所紀要』二三号、平成八年発行）

【6】寺尾英智著『小湊山史の散策』（平成一八年誕生寺発行）

本稿では、これらの業績に基づきつつ、從来翻刻されていない資料も検討しながら、考察を試みたいと思う。

### 一、三浦為春の略伝

為春の行動・信仰を概略検討するに先立ち、まず濱田

康三郎著『三浦為春』（昭和一四年七月。紀伊郷土社発行）に拠りながら私に増広した略年譜を掲げてみたい。なお、この略年譜には、実妹である養珠院の事跡も、適宜加えることとする。

### 【三浦為春略年譜】

年号・西暦	年齢	備考
天正元年 (一五七三)	一歳	相模国小田原で生まれる。父は里見氏の家臣で北条氏の質となっていた正木邦時（後の頼忠）、母は北条氏隆入道大関齋の養女。
天正三年 (一五七五)	三歳	父邦時は上総国勝浦城に帰りその兄時通の跡を継いだが、為春は小田原の祖父の許にとどまる。
天正五年 (一五七七)	五歳	※妹、後の養珠院お万の方が小田原で生まれる。
天正十四年 (一五八六)	一四歳	小田原を出て上総国勝浦城の父の許に帰る。
天正十八年 (一五九〇)	一八歳	豊臣秀吉が北条氏を滅ぼし関東の地に徳川家康を封じたため、父頼忠に随つて上総国を退き安房国に入る。
慶長三年 (一五九八)	二六歳	実妹お万の方の縁故により、父に代わって家康に召し出され、上意を以て姓を三浦と改め長門

慶長七年 (一六〇一)	三十歳	守と号して三千石を賜る。	
慶長八年 (一六〇二)	三一歳	※三月お万の方、頼宣を産む。	
慶長九年 (一六〇三)	三三歳	江戸幕府を開く。	
慶長十年 (一六〇五)	三三歳	父頼忠入道して環齋と称す。頼宣の傳（もり）となる。幼い頼宣に代わり、その領地である常陸水戸におもむき、政務を執り行う。	
慶長十二年 (一六〇七)	三五歳	頼宣（五歳）、家康に隨い駿府に移住。為春も頼宣に隨い移住。遠江浜名を知行。	
慶長十三年 (一六〇八)	三六歳	家康の命を受け、加藤清正の許に行き、五女八十姫（後の瑠林院）を頼宣（六歳）の室に迎えるべき旨を伝える。	
慶長十四年 (一六〇九)	三七歳	※お万の方、心性院日遠が家康の逆鱗に触れ法難に遭うに際し、家康に懇願し救う。	

慶長十九年 (一六一四)	四二歳	頼宣（十二歳）に隨い駿府より大坂に出陣。	
元和元年 (一六一五)	四三歳	頼宣（十三歳）駿府城に帰る。頼宣に随って再び大坂に出陣。 ※大坂夏の陣。	
		その後、頼宣と共に京都に滞在。その間、仏性院日奥の教えを聴き、日蓮宗不受不施義の大要を記し与えられる。	
元和三年 (一六一七)	四五歳	頼宣（十五歳）と婚約中の加藤清正の五女、八十姫を肥後国熊本より駿府に迎え、婚儀を整える。	
元和五年 (一六一九)	四七歳	頼宣（十七歳）に隨い紀伊和歌山に移る。頼宣より、那賀郡貴志莊に邑を賜る。	
元和八年 (一六二二)	五十歳	父、頼忠病死。那賀郡貴志莊上野山村に葬る。 ※お万の方、頼宣（二十歳）の	

元和九年 (一六二三)	五一歳	父、頼忠追善の為に上野山村に了法寺を建立。	看病のために和歌山に来る。
寛永元年 (一六二四)	五二歳	家督を為時に譲り致仕。	※お万の方、宇須に淨心寺を建立。
寛永四年 (一六二七)	五五歳	江戸麻布に妙善寺を建立。開山として興善院日為（小湊誕生寺二十世）を迎える。了法寺において剃髪入道して遁庵定環と称す。	立。
正保三年 (一六四六)	七四歳	妙善寺住職日為より曼荼羅を授与される。日運（小湊誕生寺二十一世）と親子の契約を結ぶ。	江戸麻布に建立した日通山妙善
慶安二年 (一六四九)	七七歳	※お万の方、家康三十三回忌追善の為、和歌山妹背山に題目石の碑を建立。	として蓮宗小湊誕生寺末である。父の頼忠（一五五一一六一二）は誕生寺に、天正八年（一五六〇）に寺領五十石、慶長九年（一六〇四）に二十石を寄進している。為春も幼少の頃より日蓮宗を信仰し、晩年には常に法華経を誦誦し、日課として題目を書写していたことがうかがえる。 <sup>(2)</sup> 為春が元和九年（一六二三）に父頼忠追善の為に紀州那賀郡貴志庄上野山村に建立した日正山了法寺と、寛永四年（一六二七）に江戸麻布に建立した日通山妙善寺とが共に誕生寺二十世興善院日為（一五七一一一六四八）を開山としたのは代々の深い因縁によるものと推察される。
慶安三年 (一六五〇)	七八歳	了法寺を那賀郡貴志莊上野山より名草郡坂田村に移し、その跡	文寺、伯父の菩提寺である勝栄山日運寺等はいずれも日蓮宗小湊誕生寺末である。父の頼忠（一五五一一六一二）は誕生寺に、天正八年（一五六〇）に寺領五十石、慶長九年（一六〇四）に二十石を寄進している。為春も幼少の頃より日蓮宗を信仰し、晩年には常に法華経を誦誦し、日課として題目を書写していたことがうかがえる。 <sup>(2)</sup> 為春が元和九年（一六二三）に父頼忠追善の為に紀州那賀郡貴志庄上野山村に建立した日正山了法寺と、寛永四年（一六二七）に江戸麻布に建立した日通山妙善寺とが共に誕生寺二十世興善院日為（一五七一一一六四八）を開山としたのは代々の深い因縁によるものと推察される。

承応元年 (一六五二)	八十歳	病没。了法寺に葬られる。
		に玄英寺を建立。

為春は、幼少時代は父が北条氏の質となり雌伏の時期を過ごしたが、豊臣秀吉が北条氏を滅亡させて以降、状況が好転する。すなわち関東は徳川家康の領地となり、

文禄から慶長の頃（一五九五年前後）、実妹養珠院お万の方が徳川家康に見初められ側室となる。やがて為春はお万の方の縁で家康に召されて出仕、三千石を受け、三

浦姓を名乗ることとなる（正木家はもともと相模三浦領主三浦義同の末裔であると称しており、これによれば姓

を復したことになる）。お万の方が頼宣（一六〇二一一）

六七一）を産むと、その守り役に任せられ、以後は頼宣に付き従つて、水戸→駿河・遠江→紀州へと居を移していった。

三浦氏が深く帰依していた小湊誕生寺は、不受不施義を強く主張する系統の寺院である故か、元和元年には京都で仏性院日奥（一五六五—一六三〇）と邂逅して教化を受けている。一方の実妹、養珠院お万の方は、受派の中心人物である寂照院日乾（一五六〇—一六三五）や、なかんずく心性院日遠（一五七二—一六四二）に深く帰依したが、兄妹両者の信仰は対照的であると一般に見なされている。

為春は文芸において優れた才能を發揮し、『大笑記』

（慶長十七年（一六二二））、「あだ物語」（寛永十七年刊行）、俳諧集の『野奸集』（慶安三年（一六五〇））、「犬佛（いぬおもかげ）」、「汚塵集」、「発句帳」、「七十句付」

等を残している。また為春は、松永貞徳（一五七一—一六五四）により大成された貞門俳諧の黎明期の俳人とも見なされている。<sup>(3)</sup>

次に、為春をめぐる諸問題について、文献資料を参照しながら、個別的に検討を行っていきたい。

## 二、為春と日奥の交流

為春は一般に、仏性院日奥の教化を受け、不受不施義に基づく法華信仰を貫いたとされている。すなわち為春は元和元年（一六一五）四十三歳の時、京都に滞在した際に初めて妙覺寺日奥のもとを訪れ法談を受けている。

日奥の『宗義制法論』には、以下のようない記述がある。

①爰有<sub>セリ</sub>清信士<sub>セリ</sub>。号<sub>ス</sub>三浦長門守為春<sub>ト</sub>。文武兼備<sub>ホヘ</sub>。世称<sub>セリ</sub>其才能<sub>ヲ</sub>。前征夷大將軍家康公殊深歎<sub>ニクセリ</sub>武勇<sub>ヲ</sub>。將信力絕<sub>ナリ</sub>倫世<sub>ニ</sub>。去元和元年夏之比<sub>ル</sub>。在京之刻切來臨<sub>シテ</sub>、及<sub>ヘリ</sub>法語<sub>ヲ</sub>。予嘉<sub>シ</sub>其篤信<sub>ヲ</sub>。當宗謗施禁斷<sub>ヲ</sub>。

條目 諸門流法式 並旧記等。撮<sub>リ</sub>詮<sub>シテ</sub>記<sub>ヲ</sub>要而授<sub>与</sub>。

之<sub>一</sub>。為春帰國之後<sub>テ</sub>、日乾等視<sub>レ</sub>之<sub>ヲ</sub>大驚愕<sub>シ</sub>。為<sub>レ</sub>隱<sub>ニ</sub>其<sub>ノ</sub>身誤<sub>巧</sub>於惡義<sub>ヲ</sub>。記<sub>シ</sub>邪會<sub>於</sub>一卷<sub>ニ</sub>。欲<sub>リ</sub>三偽脱<sub>ニ</sub>彼大<sub>ヲ</sub>誣<sub>シテ</sub>天<sub>ヲ</sub>云<sub>フ</sub>地<sub>ト</sub>。復<sub>タ</sub>不<sub>レ</sub>異<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>火<sub>ヲ</sub>争<sub>レ</sub>水<sub>ト</sub>。其外自語相違<sub>シ</sub>。

失曲会私情偽不レ足ニ拳可レ論。雖モリトテキニス。然レ然為レ晴ニ世俗  
疑聊染禿毫破彼惡義。都有テリ三三卷名号ニ宗義

制法論

すなわち為春は元和元年（一六一五）夏に度々日奥のもとを訪れて法談を受け、日奥は為信の篤信を喜び、当宗謗施禁断の条目、諸門流の法式並びに旧記等について要点をまとめて書となし、これを授与したといわれる。これがすなわち『法華宗諸門流禁断謗施条目』にあたり、日奥の為春に対する称賛は余程のことであったと推察される。

次に、日奥が為春に宛てた書状『三浦長門守宛書』について検討を加えてみたい。為春は正月二十八日に日奥からこの書状を受け取っている。為春が京都に滞在し、日奥の教えを聞いたのは元和元年（一六一五）であるので、この書状は翌年の事と推察される。

②態以使者可申入存候刻角南主馬殿下向幸之便候條令啓達候。旧冬法調院下向之時以書状申入候。定而可レ令相違候。其後モ一書進候。終不レ預御報候條無覚束存候。隨而去年御在京之刻當宗諸門流法式之一封貴殿令レ進候。其一書身延日乾等被見候歟。為其会通一卷書当月十五日從

佐藤了世書状指添被申越候。即遂ニ一覽候。但隆恕申者名判奥仕候。此義不審候。去年貴公へ相渡申候。一封之内日乾謗法之誤一筆書頭候。然上日乾会通可レ有レ之事候。閣ニ日乾一候而隆恕傍ヨリ指出可レ申道理無レ之候。内々如ク申候彼大仏出仕以来都鄙共宗旨之法理絶果諸人迷後世道一誠浅間敷体罷成候條。為レ晴ニ自他之疑ニ当年者別而於ニ天下宗義之法門ニ可レ令ニ糺明ニ念願候而殊更仏天致ニ祈念深抽ニ精誠ニ候所不慮此一卷到来。偏仏天之御加護高祖御本懷可ニ相顕ニ瑞相大悦余レ身候。

此一卷日乾御内証相究メ候者京都諸寺相届又関東諸寺諸山委尋究其上經ニ上意ニ候。而申ニ請露点急度遂ニ糺明ニ可レ晴ニ万人之疑ニ候。後世心被懸候人々閣ニ万瑞ニ此度法門穿鑿可レ被聞事候。天地懸隔相違黑白分明色目年来諸人之疑ニ此時悉可ニ相晴ニ候。私相論可レ為ニ暗夜錦ニ候條。幾度ヘニモ度々被負ニ痛手ニ候間対ニ于日奥ニ宗義法門一句不レ可レ成存候。先年淨土宗サヘ日乾等痛手見候而入ニ難状ニ頓座追下候。況於ニ于今ニ者高祖流法門一言被レ申事不可レ成候。又彼書物内対ニ于日奥ニ被打ニ五箇條

非難<sup>ヲ</sup>候。

何輒條目候。今迄某身法式筋目聊不相違候。

払<sup>ヒ</sup>此難<sup>ヲ</sup>候ハン事大風<sup>ノ</sup>浮雲<sup>ヲ</sup>ヨリモ易候。吳々

彼一卷之内自語相違咎文釈引証誤一箇條モ無<sup>ク</sup>実

義<sup>ヲ</sup>一円無<sup>キ</sup>正体<sup>ヲ</sup>事共二候。是還<sup>テ</sup>而宗旨再興天下一

同広宣流布之先表喜入計候。日奥又值<sup>ヒ</sup>流罪等之大

難<sup>ヲ</sup>候共法門勝候ハン事ハ手ノ内ニ覺候。是全非<sup>ヲ</sup>

自慢之利口<sup>ヲ</sup>候。サリトテハ日乾等被<sup>レ</sup>背<sup>カ</sup>先師代々

御義<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>争義アラガハレ候事偏ニ仏罰ト存候。

今ナリトモ被<sup>レ</sup>改<sup>メ</sup>彼邪義<sup>ヲ</sup>改悔之筋目被<sup>レ</sup>立候ハゞ

日奥強<sup>ヒテ</sup>而彼非義<sup>ヲ</sup>可<sup>シ</sup>申立<sup>ツ</sup>心中無<sup>ク</sup>レ之候。然ドモ彼

一義以来廿年ニ余リ候ヘドモ終ニ可<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>改悔<sup>ヲ</sup>様子

モ不<sup>レ</sup>承<sup>ラ</sup>候故余リ之間絶ト存候而去年一封ヲ貴公へ

進置候。此義ニ付種々被<sup>レ</sup>構<sup>ヘ</sup>会通<sup>ヲ</sup>候ヘトモ誠ニ一

箇條モ根ノ拔タル会通無<sup>ク</sup>之候。又加<sup>ニ</sup>重難<sup>ヲ</sup>候者實

二大事ニ可<sup>ル</sup>罷成<sup>ル</sup>候。道理<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>存人々還<sup>テ</sup>某強義之

様被<sup>レ</sup>存方モ可<sup>ク</sup>有<sup>レ</sup>之候ヘトモ三宝仏陀モ御照覽

於<sup>ニ</sup>愚意<sup>ニ</sup>全意地惡敷覺悟無<sup>ク</sup>之候。偏歎<sup>ニ</sup>入宗旨之

滅亡<sup>ヲ</sup>計候。日乾被<sup>レ</sup>改<sup>メ</sup>御心中<sup>ヲ</sup>候ハバ如可様ニモ

馳走<sup>可<sup>ル</sup></sup>申心底ニ候。

若無<sup>シ</sup>其義<sup>ヲ</sup>身延山可<sup>レ</sup>為<sup>ル</sup>永代之大事ニ候。受<sup>ニ</sup>謗法

供養<sup>ヲ</sup>候令<sup>ニ</sup>改悔<sup>ヲ</sup>候事ハ幸身延山ノ先規分明ニ候。

何トテ日乾御遲滯候哉。不<sup>レ</sup>謂事ニ候。大姉御内証

如何候哉。幾度ニモ御談合尤ニ存候。從<sup>ニ</sup>了世<sup>ニ</sup>一

左右次第可<sup>レ</sup>及<sup>ニ</sup>沙汰<sup>ヲ</sup>旨先日申遣シ候。好便ニ急度

御報奉<sup>レ</sup>待候。恐々謹言。

正月廿八日

日奥花押

三浦長門守殿御宿所

尚々日乾之義從<sup>ニ</sup>最初<sup>ニ</sup>如<sup>レ</sup>此被<sup>レ</sup>僻候事ハ無<sup>ク</sup>之候。

彼謗法供養相始候刻一段結構ナル心地ト聞<sup>ヘ</sup>申

候キ。追詰テ被<sup>レ</sup>切迄ハ此出仕ヲ可<sup>レ</sup>免被<sup>レ</sup>放<sup>タ</sup>發

言<sup>ヲ</sup>候事其隱モ無<sup>ク</sup>之候。然レドモ日重無<sup>ク</sup>覺悟ニ

テ惡シキ異見候故師匠<sup>ヲ</sup>義難<sup>ク</sup>背候テ不意一度出仕

候ヨリ如<sup>ク</sup>此成下候。何ナル賢人モ一旦誤ハ有<sup>レ</sup>

之習候。早改候ヘハ一度ノ過ハ人モ許苦カラヌ

事ニ候。

何トソ御方便モ候而御異見所<sup>ヲ</sup>希候。日乾無<sup>ク</sup>改

悔<sup>ヲ</sup>候ヘハ日遠迄弥々永謗法ニ御成候。師弟血脉

ハ何迄モ不<sup>レ</sup>相離<sup>レ</sup>物ニテ候。然レハ身延山百代

之後迄<sup>モ</sup>此謗法筋目不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>絕候。諸モ苦々シキ事<sup>ヲ</sup>

候。縱富樓那弁ヲ以テ無<sup>ク</sup>咎様<sup>ヲ</sup>被<sup>レ</sup>仰候トモ彼

謗法供養誤ハ不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>免事ニ候。一端ノ誤ヲ悪ク  
争候ヘハ後程六ヶ敷大事ニ成<sub>ル</sub>候。今ガ責テ

ノ御分別所カト存候。呉々御談合肝心ニ候。衆  
議法門急度申立候ハゞ聊モ御会通不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>相叶<sub>フ</sub>候。  
又今度到来一巻日遠モ御同意ニテ候哉。此條分  
明ニ承<sub>リ</sub>度候。依<sub>テ</sub>其趣<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>返答<sub>ニ</sub>候<sub>(5)</sub>。

これによると、元和二年（一六一六）正月十五日、佐  
藤了世という人物より『破奥記』が書状を添えて日奥の  
もとに届けられ、日奥はこれを一見し、正月二十八日付  
けで為春に書を送り『破奥記』の所説が不当であること  
を述べている。

この頃身延日乾・日遠らと日奥の間で、著述の往復に  
よる論争が盛んになっていくのであるが、為春は不受不  
施派の代表である日奥と深い親交を結んでいたことが知  
られるのである。日奥は為春に対し、不受不施義を奉ず  
る同志と位置づけている様子が伺える。また、為春は日  
奥と日乾の狭間に立っている様子もうかがえる。日奥は、  
為春を介して日乾・日遠に翻意を促そうとしたのではな  
いかと推察される。

### 三、為春と日乾の交流—受・不受の狭間で—

一方、為春と受派との関係は如何様なものであったの  
であろうか。このことに関し、山梨県大野山本遠寺には  
為春が日乾にあてた自筆の書状がある。この書状は従来  
検討されてこなかったが、ここに興味深い内容を確認す  
ることができる。

③ 猶御自作之詩哥も可在之候處不披露御書面に紙久  
不得御意候故御隔心に被思召候かと乍慮外御恨可  
存候。我等も春中上洛可申かとも存候。其節委々  
可申上候。殊五明一箱三升過分奉存候。以□□新  
受法衆御傳書之通可申渡候。以上

如尊書新春之御慶御同前と申納候。爰元間遠故御無  
音ニ被過背本意候。貴躰御勇健候。由肝要存候。仍  
而中納言殿無事其外何事無之候間可安賢意候。將又  
養珠院殿旧冬湯治以来一段息災之由節々申來候。是  
又可御心安候。其地山中餘寒甚敷候故早梅も未見申  
由尤存候。此邊ハ白梅ハ散候。唯今紅梅盛ニ而掛御  
目に一蓋御相伴申度大望ニて候。又元日ノ瓦礫御尋  
被成候。年々ノ事候ヘハ弥趣向も無之候ヘ共晦日立  
春之心を立そふや昨日にけふの春霞と任口ニ如

此候。可様ニも可被申候哉。御心安まま書くハヘ申候。恐惶謹言。

正月二十六日

〔長門守為春（花押）〕

乾師様 尊報<sup>(6)</sup>

この書状の大意は以下の通りである。すなわち新年の挨拶に始まり、紀伊藩主頼宣の健勝を伝え、養珠院も昨年の冬に温泉で療養して以来息災である旨を伝えている。身延は余寒があるのでまだ梅は咲いていないという日乾の手紙の文に対し、紀州では白梅はすでに散ってしまい、現在の時期は紅梅が咲き、是非ともお目にかかるて御相伴したいという意を伝えており、年末から元旦にかけて詠んだ一句を披露している。

追書きには日乾自作の詩歌を為春に見せてくれない事に対して、心が離れてしまったのではないかと恨んでいます、等のユーモアを交えた文がみられる。そして自分達（為春と養珠院か）も春中（三月まで）に上洛しようとも考えているとし、京都で日乾と会い、くわしく話したい等とも書かれている。また、日乾からの贈物を受けている様子、為春が日乾の「御伝書」の通りに新たな受法者へ申し伝える意向であること等も確認できる。

④村中にあり寺家ノ説曰太同二年天台僧行禪上人ノ開基丈六山淨土寺又坂田寺と号す。国造家文明ノ記にすなわち、從来、為春は日奥を信奉する不受不施の信

者と理解されてきているが、この自筆の書状により、受不施派の代表者である身延日乾と極めて親しい交際をしており、法義においても、日乾の教諭も受けていたことがうかがえるのである。

#### 四、為春と紀州了法寺

為春は元和八年に亡くなつた父頼忠（一五五一—一六一二）追善の為に翌元和九年、頼忠の法号「了法院日正」をとつて上野山村（和歌山市那賀郡貴志庄）に了法寺を創建し、誕生寺二十世興善院日為（一五八二—一六四八）を招いて開山としている。

その後慶安三年（一六五〇）に淨土寺という天台宗の寺院跡（和歌山市坂田）に移転した（現在地）。頼宣はその際に、寺領三十石、並びに釈迦山・丈六山の二箇所を寄進している。その後寛文六年（一六六六）いわゆる「寛文の惣滅」に際し、了法寺は天台宗に改宗するに至っている。すなわち『了法寺由来書』には、次のように記されている。

の地多し永仁三年和太郷檢田取帳に見わたり今寺庫

蔵る所の元暦元年日前宮政所禁制状ノ文に據雜賀よ

り神宮卿を侵掠して堂舎のこらす焼払ふ是より大に

衰廃して僅に五間四面の茅葺きの堂を建て本尊を安置せり然るに国老從五位下三浦長門守平為春其先

考正木左近大夫邦時剃髪して觀齋雄芳玄英と号す元和元年壬戌八月十九日卒す謫了法院日正居士追福

の為に元和九年那賀郡貴志莊上野山村に三浦家の采邑なり一寺

を創建す則先考の謚号を取りて日正山了法寺と号せしに浄土寺の古名刹にして殆<sup>ハシマ</sup>廃絶に及びしを聞て慶安三年庚寅年了法寺を此地に移し浄土寺の旧跡

に因りて本堂表行十六間本尊釈迦如來長二尺五寸淨土寺の本尊裏行なり並に千体佛を安置す其長各一尺許なり涅槃

堂方五間羅漢並鳥獸の類に護摩堂至るまでみな木像なり

内佛殿表行八間釣鐘堂雜裏行七間

寛永二一年（一六四四）には、為春が繪曼荼羅を補修し、了法寺に寄進したことが、日為の授与書に記されている。

⑥『了法寺開山日為繪曼荼羅端書』

敬新奉図輪円具足之事

右平氏優婆塞前三浦循庵定環号妙善院日曜抽籤重志  
雇命工師令図画之訖凡夫雖向十界一念本尊直不如顕  
於十界形像觀事一念三千修賞之者也

伏希

修善春

華開現

安苑施

日為（花押）

次に、『太田区史』によれば、為春が了法寺の什物と

して法華経を寄進したことが判る。

⑤『法華經卷頭端書』

為日正山了法寺什物奉奇進者也

当山建立之願主

三浦循庵

定環（花押）

印<sup>(8)</sup>

山丈六山は古丈六佛を安置せし堂の旧蹟なり釈迦堂山は二箇所を賜ふ了法寺始は法華宗なりしに寛文丙午歲淨土寺の旧宗に復し天台宗となり和歌浦雲蓋院に属す翌年比叡山玉渚院を請して寺主とす<sup>(7)</sup>

芳香於

息災延命

西限大門

北限山崎

庭功徳

右定釈迦堂四至之限界訖於此境内停止殺生不可有違

犯者也依 嚴命如件

秋月懸

後善天耀明光於常住

正保四年十二月二十四日

寛永第二十一甲申曆九月吉日

三浦長門守（花押）  
水野淡路守（花押）<sup>10</sup>

右此大漫荼羅一幅以修營之用日正山

了法寺令寄進者也

⑧『制札』

願主日曜（花押）<sup>9</sup>

坂田門前在之候制札写 殺生禁制書 一通

制札写

また、正保四年（一六四七）十二月二十四日、為春は「三浦長門守・水野淡路守」の連名で了法寺内に「制札」を立て、東は灰田山崎、南は池之内田地、西は大門、北は山崎まで（つまり自らの領内を）了法寺の地と定め、寺内にて殺生を禁ずると命じている。

⑦『制札』

（懸紙）

正保四年十二月 日<sup>11</sup>

当釈迦堂境内堅被禁止殺生訖若於違犯之族有之者可為曲事

名草郡宮坂田村釈迦堂境内殺生禁断事  
東限灰田山崎 南限池之内田地

ここにある水野淡路守とは、徳川御三家の御付家老の五家（うち、紀州は安藤家と水野家の二家）の中の一家に当たるので、その紀州国内における影響力は為春以上と推察される。水野淡路守に連署を依頼したことからも、為春の、了法寺を中心とした不殺生の令は徹底したものであったことが推察される。

## 五、為春の入道

既に述べたように、為春は文学者としても評価が高く、世の名声を得ていた。代表的な著作として、紀行文『太笑記』、仮名草子『あだ物語』等が挙げられる。本節で引用する『発句帳』『嘲詠集』は、為春没後に後世の人によつて遺稿が整理されたものである。この『発句帳』『嘲詠集』に寛永四年（一六二七）卯年、了法寺に於いて剃髪入道したことが記されている。

### ⑨『嘲詠集』

卯の八月十三日、了法寺に於いて剃髪染衣のみぎりに

引とむる ほだしなければ梓弓 いればいらる  
法の道かな<sup>(12)</sup>

これは自らを束縛する者もおらず、法の弓を射り、射られる覚悟で仏道に入り、法の道を進む心境がうたわれていると推察される。梓弓は「春（張る）」「引く」等を導く枕詞であり、『源氏物語』では「梓弓いるさの山に

まどふかな ほの見し月の影や見ゆると」（『日本古典文学大系』〈岩波書店。昭和三三〔一九五八〕年〉一四卷三二三頁）とあるので、「入る（射る）」を導く枕詞になつ

ていることが確認できる。「いらっしゃる（射られる）」という表現は、不受不施・強義折伏、および迫害を連想させる。

ところで、為春の剃髪は完全なる出家ではなく入道であり、それは⑥⑬の「優婆塞」、⑫の「大居士」という表記からも判る。

### ⑩『發句帳』

卯の八月十三日於了法寺剃髪染衣の心を  
餘所に見し 秋の夕や 袖の色<sup>(13)</sup>

この句は、袖の色がどこかで見た秋の夕方の色に見えたとして、衣を着した心境がうたわれているものと見受けられる。

為春は入道を機に、法号を妙善院日曜と称したものと思われる。そして、自身の現安後善の為に、入道から十年後の寛永一三年（一六三六）正月一日より毎日題目を書写し始めた。

⑪ 寛永十三年子正月朔日ヨリ奉書写日題目者妙善院日曜為現安後善<sup>(14)</sup>

## 六、為春と江戸麻布妙善寺

為春は入道した年、すなわち寛永四年（一六二七）に、

江戸麻布に小湊誕生寺第二十世・紀州了法寺開山の興善

秋月悉樂刹天耀光於常住不滅土而已

院日為を開山に迎え、妙善寺を建立している。『妙善寺

日為（花押）

由來書』には次のように記されている。

于時正保第三丙戌八月吉日

(12) 寛永四丁卯年三浦長門守為春定環建立

顧主 日曜（花押）<sup>(16)</sup>

開基 紀伊頼宣卿御母公養珠院殿御舍兄 三浦長門  
守為春循庵定環  
法名妙善院日曜大居士 承応元壬辰年七月二日卒去  
日蓮宗帰依之故 遂台聽蒙公許起立 当時紀伊様御  
内三浦將監<sup>(15)</sup>

ここに「優婆塞」とあり、法号も連ねられているため、  
為春は完全な出家ではなく入道していたものと推察され  
る。(6)では、寛永二十一年（一六四四）の時点でも「優  
婆塞」とあるので、出家ではなく入道であったと判断で  
きる。

ここで「台聽公許を蒙りて起立す」という記述があるので、建立に際し二代将軍秀忠（一五七九—一六三二）

の公許を得た形で開山したものと思われる。また、為春の法号である「妙善院日曜」が寺号になっていることが確認できる。

また為春は工師を雇い命じ、正保三年（一六四六）八月、妙善寺に絵曼荼羅を寄進している。

(13) 『日為開眼絵曼荼羅端書』

敬新奉図書輪円具足之事

右平氏優婆塞前三浦長門守為春循庵定環法号妙善院

日曜 抽鄭重志雇命工師令図之寄進妙善寺訖 伏希

信心施主 功徳春華開家族花香於武運長久庭 修善

不思儀之以機縁依親子之契約仕  
為其驗此御消息一幅令付与畢

正保三年

二月十六日

定環（花押）

三浦循庵

通玄院日運老<sup>(17)</sup>

ここでは、不思議の機縁により親子の契約を結んだ驗として、為春が日運に『下山御消息』断片を付与したことが記されている。

また、為春の寂年である承応元年（一六五二）の前年、すなわち慶安四年（一六五一）に、日運より紺紙金泥の曼荼羅を授与され、逆修法号妙善院日曜を大雲院日健に改めている。

⑯『日運本尊端書』

慶安四年辛卯十月朔日

官職諸大夫三浦前長門守為春循庵定環  
大雲院日健為世々值遇書之<sup>(18)</sup>

この「世々值遇」という表現と、⑭の「不思議の機縁」

という記述から、為春は日運との前世からの関係（あるいは先祖以来の関係）を確信していた様子がうかがえる。さらに為春は、日運との交流を示す和歌をしたためている。

⑮『發句帳』

房州小湊誕生寺之貫主來臨の時

漕ぎとめよ 出つゝ月を みなと舟<sup>(19)</sup>

紀州の港に於いて月夜に舟を漕いでいる様（日運を船

で迎えに行つた様子か）を詠っている光景かと推察される。

⑰『嘲詠集』

運師 東下向餞別

わかれても 又や逢わんの頼りさへ たそはてに  
たる 老のみぞうき<sup>(20)</sup>

これは、日運が東に下向する、すなわち誕生寺に帰る際に詠んだ別れの一旬と思われる。晩年の為春の日運に再び逢えるかどうかおぼつかない寂しい心情をうたつたものかと推察される。

これらの諸例から、為春の日運に対する深い敬慕の情がうかがわれる。

おわりに

以上、雜駁ではあるが、紀州了法寺の開基檀越で、熱烈な法華経の信者である養珠院を妹にもつ三浦為春の法華信仰について、管見に触れた資料にもとづいて考察してきた。

為春は紀州に了法寺・江戸麻布に妙善寺を開き、自ら剃髪得度して妙善院日曜・大雲院日健と名乗り、小湊誕生寺と深い縁を持ち、多大な外護をおこなつていていること

がうかがわれた。法華信徒としての功績は誠に大なるものがある。

また、従来為春は妙覺寺日奥、誕生寺日為、日運等、不受不施派の諸師の外護者として考えられてきたが、受不施派の身延日乾との交流を示す自筆書状が発見された。為春は生涯を通して不受不施義を貫いたが、受派の日乾とも深い親交を持っていた事が確認できた。

### 註

- (1) 拙稿「紀州地方における日蓮教団の展開」(『日蓮教学研究所紀要』三二号。平成一七〔一〇〇五〕年)、同「紀州日蓮教団の展開」(同三三号。平成一八〔一〇〇六〕年) 参照。
- (2) 『大田区史(資料編)寺社2』(大田区史編さん委員会。昭和五七〔一九八一〕年)一一四二頁。
- (3) 『紀州郷土芸術家小伝統篇』(貴志康親。昭和五〔一九三〇〕年)、『南紀徳川史』(南紀徳川史刊行会。昭和五〔一九三〇〕年)、『誹諧犬佛・七十句付』(『紀伊郷土』第一六号別刷。昭和七〔一九三七〕年)、『寛政重修諸家譜』(続群書類從完成会。昭和四一〔一九六六〕年)、『日本古典文学大辞典』(岩波書店。昭和六一〔一九八六〕年)、『三百藩家臣人名事典』(新人物往来社。昭和六二〔一九八七〕年)、『三浦為春集』(天理平成元〔一九八七〕年)、『三浦為春集』(天理平成元〔一九八七〕年) 参照。
- (4) 『宗義制法論』上巻(『万代龜鏡錄』(萬代龜鏡錄刊行會。昭和六〔一九三一〕年)上五〇六頁。原漢文。訓点引用)
- (5) 『日奥聖人御消息集』(妙覺寺。大正十〔一九二一〕年)。
- (6) 『三浦長門守為春書状』(大野山本遠寺所蔵。日蓮教学研究所架蔵写真帳による)
- (7) 『了法寺由来書』(『紀伊続風土記』一一五。帝國地方行政學會出版部。明治四三〔一九一〇〕年。三二四頁)
- (8) 『法華経卷頭端書』(『大田区史(資料編)寺社2』一一四二頁)
- (9) 『了法寺開山日為繪曼荼羅端書』(日蓮教学研究所架蔵写真帳による)
- (10) 『制札』(『紀州日蓮宗風土記』(中井亨頂編。正住寺。昭和四四〔一九六九〕年)五四頁)
- (11) 『制札』(同前)
- (12) 『発句帳』(『三浦為春』(紀伊郷土社。昭和一四〔一九三九〕年)四九頁)
- (13) 『嘲詠集』(右同 四九頁)
- (14) 『日曜題目書写覚書』(『大田区史(資料編)寺社2』一三四二頁)

図書館綿屋文庫併書集成編集委員会編。天理大学出版部。平成六〔一九九四〕年)、『日本古典文学大事典』(明治書院。平成一〇〔一九九八〕年) 参照。

(4) 『宗義制法論』上巻(『万代龜鏡錄』(萬代龜鏡錄刊行會。昭和六〔一九三一〕年)上五〇六頁。原漢文。訓点引用)

(5) 『日奥聖人御消息集』(妙覺寺。大正十〔一九二一〕年)。

句読点・訓点引用者)

- (15) 『妙善寺由来書』(同前)
- (16) 『日為開眼絵曼荼羅端書』(『大田区史(資料編)寺社2』  
一一四三頁)
- (17) 『日蓮聖人真蹟下山抄断片裏書』(寺尾英智著『小湊山史  
の散策』(誕生寺。平成一一〔一九九九〕年)一四二頁)
- (18) 『日蓮本尊端書』(『紀州日蓮宗風土記』六三頁)
- (19) 『発句帳』(『三浦為春』四九頁)
- (20) 『嘲詠集』(右同 四九頁)